

仕 様 書 (リース、レンタル用)

総合企画局デジタル化戦略推進室

(担当 神野、三田 電話 222-3297)

件 名	サーバ等一式賃貸借（仮想化基盤の増強）
契約期間	令和9年1月1日～令和11年2月28日
契 約 条 件	<p>1 支払方法 四半期払い。ただし、端数が生じた場合は初回支払に含めるとともに、初年度支払は3箇月分、最終支払は11箇月分とする。よって、支払い金額については以下の通り。</p> <p>(1) 令和8年度 契約金額の26分の3及び端数。</p> <p>(2) 令和9年度 四半期ごとに契約金額の26分の3（小数点切り捨て）。</p> <p>(3) 令和10年度 第1四半期～第3四半期は契約金額の26分の3（小数点切り捨て）。 第4四半期は契約金額の26分の2（小数点切り捨て）。</p> <p>2 期間満了後の物件の取扱い 業者引取り ・ 本市無償譲り受け ※ただし、管理用端末（5年間分のハード保守対応を含む）、管理用端末が利用するソフトウェア及びライセンス、並びに引続き利用可能なソフトウェア及びライセンスについては本市無償譲受とする。</p> <p>3 保守管理 含む ・ 含まない</p> <p>4 予算が減額されたときの措置 この契約は、「長期継続契約」とする。</p> <p>(1) 京都市（以下「甲」という。）は、翌年度以降において当該賃貸借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。</p> <p>(2) 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）の取得費用及び付随費用の合計額が、既に甲が乙に対して支払った賃貸借料を上回っていても、乙は、その差額を甲に請求することはできない。</p> <p>(3) 乙は、前項に定めるもののほか、第1項の規定により甲がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。</p> <p>5 その他 詳細仕様書は契約課で交付する。</p>

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。